

【指定施設サービス事業者】

サービスの種類	介護老人保健施設（介護保険法第8条第25項）	
指定単位	施設ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護 保険 法	申請者	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者（国、日本赤十字社、健康保険組合、国民健康保険組合他：平11厚生省告示第96号）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	法施行の際既存の老人保健施設については、介護保険法による指定があったものとみなす。
関連 法	社会福祉法上の届出等	無料又は低額な費用で利用させる場合は、第2種社会福祉事業の届出が可能。（社会福祉法第2条第3項第10号）
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること。	

・ 介護保健施設サービス（介護老人保健施設）

介護保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うこと（介護保険法第8条第25項）

◎介護老人保健施設の許可基準

介護老人保健施設の許可を受けるためには、次の「人員に関する基準」、「設備に関する基準」及び「運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

内	容
(人員に関する基準)	
1	<p>管理者 専従・常勤の管理者を1人置くこと（都道府県知事の承認が必要：介護保険法第95条）</p> <p>*従業者との兼務可</p> <p>*併設する事業所・施設等がある場合には、これらの職務に従事可</p>
2	<p>医師</p> <p>(1) 入所者：医師=100：1（常勤換算）</p> <p>(2) うち1人を常勤とする。</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については、当該施設と一体で運営される本体施設の医師が入所者全員の病状等を把握し、施設療養全体の管理に責任を持てる体制にあるときは、当該施設に医師を置かないことも可。</p> <p>※分館型介護老人保健施設についても特例あり。</p>
3	<p>薬剤師 実情に応じた適当数（入所者数の数を300で除した数以上が標準）</p>
4	<p>看護職員（看護師、准看護師）又は介護職員</p> <p>(1) 入所者：看護・介護職員=3：1（常勤換算で端数を増すごとに1）</p> <p>(2) 看護職員は看護・介護職員の総数の7分の2程度とする</p>
5	<p>支援相談員</p> <p>(1) 入所者：支援相談員=100：1（常勤換算で端数を増すごとに1）</p> <p>(2) うち1人を常勤とする</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設については当該施設と一体で運営される本体施設の支援相談員によるサービス提供が本体施設及び当該施設において適切に行なわれる場合はこれを置かないことも可。</p> <p>※分館型介護老人保健施設についても特例あり。</p>
6	<p>理学療法士又は作業療法士</p> <p>入所者：医師=100：1（常勤換算）</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については当該施設と一体で運営される本体施設の理学療法士又は作業療法士によるサービス提供が本体施設及び当該施設において適切に行なわれる場合はこれを置かないことも可</p>
7	<p>栄養士 入所定員が100以上の施設では1人以上</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設については当該施設と一体で運営される本体施設の栄養士によるサービス提供が本体施設及び当該施設において適切に行なわれる場合はこれを置かないことも可</p>
8	<p>介護支援専門員</p> <p>(1) 入所者：介護支援専門員=100：1（常勤換算で端数を増すごとに1）</p> <p>(2) 専従・常勤</p> <p>※入所者の処遇に支障がなければ、当該施設内の他の業務との兼務可。</p> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設については当該施設と一体で運営され</p>

る本体施設の介護支援専門員によるサービス提供が本体施設及び当該施設において適切に行なわれる場合は介護支援専門員を置かないことも可。

9 調理員、事務員その他の従業者 実情に応じた適当数

※調理員、事務員等については、併設施設との職員の兼務や業務委託を行なうこと等により適切に行なわれると認められるときはこれを置かないことも可。

10 ユニット型介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。また、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

② 夜間及び深夜については、二ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

※当面はユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」）を各施設に2名以上配置することで良いものとする。ただし、研修受講生を配しないユニットにおいてもケアに責任を持つ職員を決めること。

④ ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護老人保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護老人保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

⑤ ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

※ 共通事項 「入所者の数」は前年度の平均値、新規の許可の場合は推定数

(ユニット型以外の介護老人保健施設の施設及び設備に関する基準)

1 施設

次の施設を設けること

療養室、診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクレーションルーム、洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室

※併設施設がある場合、療養室、談話室、サービスステーション、洗面所、便所を除き併設施設との共用可

※サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより入所者の処遇が適切に行なわれると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しないことができる。

※医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、入所者及び入院患者の処遇が適切に行なわれると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

2 療養室

(1) 定員 4人以下

(2) 入所者1人当たりの床面積 8㎡以上(療養室内の洗面所、収納設備部分を含む。)

※療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行なって介護老人保健施設を開設す

る場合における療養室の床面積については、平成 23 年度末まで、「8 m以上」とあるのは「6.4m以上」で可。

- (3) 地階に設けてはならない。
- (4) 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、広間等に直接面して設けること。
- (5) 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
- (6) 入所者の身の回り品を保管する設備を備えること
- (7) ナース・コールを設けること

3 機能訓練室

1 m²に入所者定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、機能訓練室は 40 平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

4 談話室

入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること
ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えること

5 食堂

2 m²に入所者定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること

6 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること
入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること

7 レクリエーション・ルーム

レクリエーションを行なうために十分な広さを有し、必要な設備を備えること

8 洗面所

療養室のある階ごとに設けること

9 便所

療養室のある階ごとに設けること
ブザー又はこれに代わる設備を設け、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。また常夜灯を設けること

10 サービス・ステーション

療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること

11 その他

(1) 建築基準法の規定による耐火建築物とすること。ただし、入所者の療養生活に充てられる場所を 2 階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物でも可。ただし、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること

(2) 療養室等が 2 階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーター

をそれぞれ1以上設けること

- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難階段を2以上設けること
- (4) 階段には手すりを設けること（原則として両側）
- (5) 廊下幅は内法1.8m以上、ただし、中廊下幅は2.7m以上とし、手すり（原則として両側）・常夜灯を設けること
- ※平成18年4月1日時点で存在する療養病床（医療法7条2項4号に規定する療養病床）又は一般病床（医療法7条2項第5号に規定する一般病床）が、平成18年4月1日以降、療養病床又は一般病床から転換したサテライト小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間、「1.8m」とあるのは「1.2m」と、「2.7m」とあるのは「1.6m」とする。
- ※療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が当該病院の療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟の転換を行なって介護老人保健施設を開設する場合における療養室に隣接する廊下の幅は内法で1.2m以上（中廊下の場合は1.6m以上）で可。
- (6) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (7) 消火設備その他非常用設備を設けること
- (8) 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、療養室、談話室、食堂、調理室から相当の距離を隔てて設けること

(ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備の基準)

1 施設

次の施設を設けること

ユニット、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室

※ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有しないことができる

※ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

2 ユニット

一

イ 療養室

- (1) 定員 1人

※入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は2人でも可

- (2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、おおむね10人以下

- (3) 床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- ① 13.2㎡以上を標準とする。ただし、平成17年10月1日時点で存在する施設については10.65㎡を標準とする。また(1)のただし書の場合にあっては、21.3㎡以上を標準とする。

- ② ユニットに属さない療養室を改修したものについては、10.65㎡以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、

21.3㎡以上を標準とすること。この場合には、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても可。

※平成17年10月1日時点で既に介護老人保健施設を開設している施設にあっては、一定条件を満たせば①の13.2㎡は10.65㎡で可

- (4) 地階に設けてはならない。
- (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (6) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (7) 入居者の身の回り品を保管する設備を備えること。
- (8) ナース・コールを設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 入所者1人当たりの床面積 2㎡以上とする。ただし、平成17年10月1日時点で存在する施設については当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さがあれば良いものとする。

※平成17年10月1日時点で既に介護老人保健施設を開設している施設にあっては、一定条件を満たせば、ロ(2)の2㎡以上は「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とすることができる。

- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面所

- (1) 療養室ごと、又は共同生活室ごとに相当数
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 療養室ごと、又は共同生活室ごとに相当数
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (3) 常夜灯を設けること。

ニ 機能訓練室

- (1) 入所者1人当たりの床面積 1㎡以上の面積
- (2) 必要な器械・器具を備えること。

三 浴室

- (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項ニ、三の設備は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項一、二、三に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

- (1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物で可。

- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。ただし、ユニット型サテライト型小規

模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40㎡以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - (4) 階段には、手すりを設けること。
 - (5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - イ 幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上、中廊下にあつては、1.8m以上で可。
 - ロ 手すりを設けること。
 - ハ 常夜灯を設けること。
 - (6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
 - (7) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 4の(1)の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備の基準)

一部ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備は、ユニット部分にあつてはユニット型介護老人保健施設の基準とする。それ以外の部分にあつてはユニット型以外の基準とする。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、どちらか1の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(運営に関する基準)

介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)の第4章、第5章(ユニット型)、第6章(一部ユニット型)の「運営に関する基準」をご覧ください。